

# 憲法記念秋のつどい2007 11月2日(金) 京都弁護士会館

- 日米関係の強化に代わる日本外交の可能性 -

地下大ホール

## 講演「テロとの戦いと集団的自衛権」

豊下櫛彦さん（関西学院大学法学部教授）

### はじめに

安倍首相は、現法制下でも「集団的自衛権」は可能として、懇談会を設置しました。

私は、安倍首相をターゲットに、今年7月に、岩波新書から「集団的自衛権とは何か」という本を出版しました。今は、パソコンで本を購入するそうですが、「書棚」というネット販売で売り上げトップに、福田内閣になっても6位でした。ブログで書評を見て、ネット販売で買うそうですが、3年後の憲法「改正」の際には、対抗するテキストになると思います。

テロ特措法の期限切れを迎え、昨日NHKの午後10時のラジオの番組でインタビューを受けました。「日米間に影響はあるか」と聞かれ、「ない」と答えました。今も、マスコミを含め、アメリカの意に反するのではないかという心理的呪縛があります。自衛艦がインド洋から撤退しても、アメリカは何もできないのです。

### 一 小沢論文と集団的自衛権

「世界」10月号で、川端清隆さんという元国連政務官でジャーナリストが、テロ特措法で民主党をターゲットに政策がないと論じました。それに反論するかたちで、「世界」11月号に民主党党首の小沢さんの論文が掲載されました。

#### 1 「米国の戦争に追従しない」という表明

小沢さんは、「給油は戦争協力で集団的自衛権の行使、故に違憲である。」として、「米国の戦争に追従しない」という表明をしました。その前提にあるのは、「米国が勝手に始めた戦争」だということです。アメリカに自衛権があるのは事実ですが、01年9月12日の安保理決議1368は、「安保理はいかなる手段もとる用意あり」といっているのに、アメリカは、「足手まとい」として、戦争を開始し、6年に至っています。

国連憲章51条では、「加盟国に武力攻撃が発生した場合、安保理が必要な措置をとるまでの間、個別



的または集団的自衛の固有の権利を持つ」としています。この「安保理が必要な措置をとるまでの間」というのは、暫定措置であるにもかかわらず、アメリカは6年に至って戦争を続けています。

集団的自衛権とは「自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、密接な関係にある外国（＝アメリカ）に対する武力攻撃を実力をもって阻止すること」が、こんにちの日本政府の見解となっています。

#### 2 集団的自衛権の中核としての武力行使

インド洋で、アメリカがパトロールのための給油が集団的自衛権の行使で違憲なら、沖縄などの基地提供（安保）も戦争協力で違憲ではないのか？ここに、小沢さんのあいまい性があります。

岸政権のもとでの、「集団的自衛権」の解釈は、60年の安保国会で、海外での武力行使（狭義）は違憲、基地提供や経済援助（広義）は合憲、という解釈でした。（「集団的自衛権とは何か」第二章5）

こうした集団的自衛権を「広義」と「狭義」に区分けするあり方は、中米コスタリカの例を見ると理解できます。